

ロシアのウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナ情勢をめぐっては、わが国を含む国際社会が緊張緩和と事態打開に向けて様々な外交努力を重ねてきたが、その努力も実らず、2月24日にロシアはウクライナへの侵略を開始した。

今回のロシアの行動は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の違反であることは言うまでもなく、紛争の平和的解決を求める国連憲章の重大な違反である。また、力による一方的な現状変更は断じて認められず、今回の事態は、ヨーロッパにとどまらず、アジアを含む国際社会の平和と秩序、安全を脅かしかねない極めて深刻なもので看過できない。

よって、川西市議会は、国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求し、ロシアによるウクライナへの侵略行為を断じて許さず厳しく非難する。

また、政府におかれては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ロシア軍が即時に攻撃を停止して撤退するようG7をはじめとする関係各国と緊密に連携し、ロシアに対する厳格かつ適切な対応を講じるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日